**○国土交通省告示第二百七十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 砺波市下中条二六五番二から同市下中条二五〇番二まで | 前 | 最大 二六九<br>最小 二五三 | 五五 |
| | 後 | 最大 二五五<br>最小 二〇九 | |

**○国土交通省告示第二百七十五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北陸自動車道

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 福井市重立町三二字下沖田三番四から同市重立町三〇字上沖田二五番一まで | 前 | 最大 四八九<br>最小 一二九 | 一五七 |
| | 後 | 最大 四七七<br>最小 一八二 | |

**○国土交通省告示第二百七十六号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 豊前市大字久路土五三番三から同市大字鬼木六〇五番二まで | 前 | 最大 三九一<br>最小 二四 | 一、二〇四 |
| | 後 | 最大 三四八<br>最小 二四 | |
| 福岡県築上郡上毛町大字緒方七四〇番五から同県築上郡上毛町大字上唐原五八八番まで | 前 | 最大 二三三<br>最小 一一 | 六、四三六 |
| | 後 | 最大 二〇六<br>最小 一一 | |

中津市三光土田字宮前一一二番から同市三光下深水字寺ヶ迫七二四番まで

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前 | 最大 二八九<br>最小 一一 | 七、六一〇 |
| 後 | 最大 二七三<br>最小 一一 | |

宇佐市大字今仁字間迫一〇八八番一から同市大字山本字古渡より香下境**迄**一九八九番九〇まで

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前 | 最大 二一二<br>最小 一一 | 六、一九八 |
| 後 | 最大 二〇〇<br>最小 一一 | |

**○国土交通省告示第二百七十七号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

常磐自動車道　福島県双葉郡**檜**葉町大字大谷字山根五番二から同県双葉郡**檜**葉町大字大谷字上ノ原一番一九まで　平成二十七年三月一日十五時

**○国土交通省告示第二百七十八号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

常磐自動車道　福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作一七五番二から同県双葉郡浪江町大字室原字小迫二番二まで　平成二十七年三月一日十五時

**○国土交通省告示第二百七十九号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

北陸自動車道　砺波市下中条三四三番三から同市東開発字内島六四八番二まで　平成二十七年三月一日十四時

**○国土交通省告示第二百八十号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

北陸自動車道　福井市重立町三二字下沖田三番四から同市重立町三〇字上沖田二十六番七まで　平成二十七年三月一日十五時

**○国土交通省告示第二百八十一号**

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　太田　昭宏

東海北陸自動車道　南砺市上川崎字青島一六一二番九から同市上津六八七番二まで　平成二十七年三月一日十六時